

令和 7 年度
国有財産鑑定評価業務（用倉山国有林）

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 入札者注意書
- 2 国有財産鑑定評価業務委託契約書（案）
- 3 仕様書
- 4 位置図

近畿中国森林管理局
広島森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

国有財産鑑定評価業務委託契約書（案）

- 1 事業名 国有財産鑑定評価業務（用倉山国有林）
- 2 委託料 ￥ . -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）
￥ . -）
- 3 事業内容 別添仕様書のとおり
- 4 契約保証 免除

上記の業務について、委託者 国（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産鑑定評価業務委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（機密保持の義務）

第2条 乙は、委託業務を遂行するにあたって、知り得た事項及び評価額を第3者に漏らしてはならない。

2 乙は、第3条に定める物件について、第3者から評価委託を受けた場合、甲の承認を得ないで鑑定評価を行ってはならない。

（評価対象財産）

第3条 評価対象財産は次のとおり。

評価対象財産の所在地	種 別	数量（㎡）	所有者
広島県三原市 本郷町善入寺	宅 地	2031.81㎡	国 （農林水産省）
	雑 種 地	356632.95㎡	
	山 林	660816.55㎡	
計		1019481.31㎡	

（評価完了期限）

第4条 評価の完了期限は、令和8年3月13日までとする。

（評価完了の確認）

第5条 乙は、前条の規定により、その評価を完了した後10日以内に甲又は甲の指定する者の確認を受けるものとする。

（鑑定評価料の支払い）

第6条 乙は、第5条の規定による確認終了後、速やかに甲に請求書を提出するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委任又は請負の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(期間の延長)

第9条 乙は、自己の責に帰すことができない事由又は正当な事由により、第4条の期限内に評価を完成できないときは、遅滞なくその事由を付して期限の延長について甲の承認を求めるものとする。

ただし、乙の責に帰すことができない事由及び正当な事由についての認定は、甲が行うものとし、延長日数は甲が決定する。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第6条に規定する請求代金の支払いが遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の定めるところにより遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し契約解除による損害の賠償を請求しないものとする。

(暴力団排除に関する特約事項)

第12条 別紙の通り。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ、決定する。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、広島森林管理署の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 広島県広島市中区吉島東3丁目2-51
分任支出負担行為担当官
広島森林管理署長 里見 昌記 印

受注者 住所

氏名 印

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

1 業務名称 国有財産意見価格業務（用倉山国有林）

2 業務内容等

(1) 業務内容

国有財産の鑑定評価業務

(2) 業務対象財産の所在地等

業務対象財産の所在地	種 別	数 量 (㎡)
広島県三原市本郷町善入寺 用倉山国有林	宅 地	2,031.81
〃	雑種地	356,632.95
〃	山 林	660,816.55
計		1,019,481.31

※詳細は別添位置図のとおり。

(3) 鑑定評価の手法

不動産鑑定評価基準に基づき、評価対象財産の鑑定評価を行うこと。

(4) 国が支給する評価対象財産に係る資料と、現地状況に差異がある場合は報告すること。

3 評価対象財産の状況等

(1) 評価対象財産

評価対象地は、J R 山陽本線「河内駅」の南東方約 3.9 k m（直線距離）、J R 山陽本線「本郷駅」の北西約 7.9 k m（直線距離）に位置し、県道 7 3 号線 8 2 号線の北側に位置する。

南側には、広島空港を有し、河内 I C から広島空港線としてアクセスしている。

(2) 権利関係及びその内容

- ・使用許可相手方：四国プラザ産業株式会社 広島営業所
- ・期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- ・用途：ゴルフ場敷外
- ・対象地は、国（農林水産省）が所有（未登記）

4 算定の条件

(1) 土地の種別毎に㎡当たり価格を算出すること。

(2) 種別は「宅地」「雑種地」「山林」とする。

(3) 令和 8 年 1 月 1 日時点の価格とする。

5 鑑定報告書等

(1) 報告書の提出方法

ア 鑑定評価書の記載内容はなるべく詳細にすること。

イ 位置図等を添付すること。

- ウ 鑑定評価書は、A 3 又は A 4 サイズで作成し、種別毎に正本 1 部、副本 1 部を提出すること。
- (2) 提出先
〒730-0822 広島県広島市中区吉島東 3 丁目 2 - 5 1
広島森林管理署 総務グループ
TEL : 0 5 0 - 3 1 6 0 - 6 1 4 5
- (3) 提出部数 正本 1 部、副本 1 部
- (4) 提出期限 令和 8 年 3 月 1 3 日 (1 7 時まで指定の場所へ納品すること。)
- (5) 現地確認 別途調整による。

6 留意事項

- (1) 批准価格について
 - ア 裁判所の競売事例、当局初頭の一般競争入札価格を取引事例として採用しないこと。
 - イ 取引事例で事情補正を行うものについては、内容を十分調査した上で採用すること。
 - ウ 取引事例については、個人情報保護法に基づいた表示で記載すること。
- (2) 添付資料
 - ア 位置図、周辺図には近隣地域の範囲と対象不動産、取引事例地、公示地等、標準的画地の間口・奥行を記載すること。
 - イ 近隣地域の範囲を周辺図に図示した場合でも、本文で記載を省略しないこと。
 - ウ 鑑定評価の結果を分かり易く詳細に記載すること。

7 その他

- (1) この仕様書に規定する条件に適合した鑑定評価を行わなかった場合には、再鑑定評価を求め、又は鑑定評価の額の決定理由の不備の補完もしくは採用した評価に関する資料、鑑定評価の手順等に関する事項の追加を求めることがある。
- (2) 前号の鑑定評価又は不備の補完等のために要する費用は受託者の負担とする。

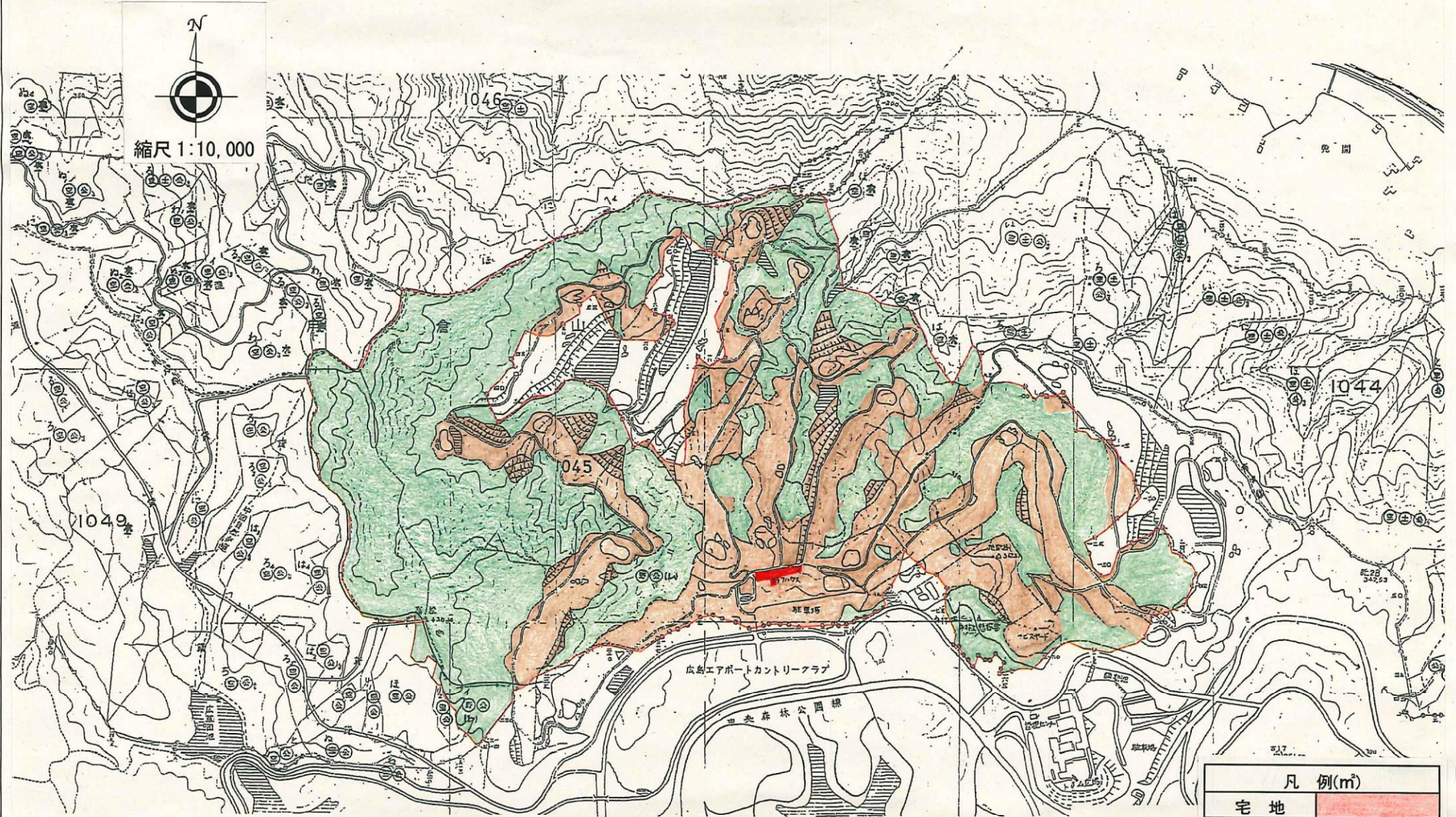
土地価格調査位置図



土地価格調査位置図



縮尺 1:10,000



凡 例(m ²)	
宅 地	
雑種地	
山 林	